

企業再建・清算手続きに関する FAQ（よくある質問）

1. 当社は Covid-19 により支払期限が到来した債務を履行することができません。ただ、再建ができれば事業を再生させることはできると考えています。マレーシア法上、どのような再建手続がありますか？

マレーシアの会社法 (Companies Act 2016) は、Scheme of Arrangement (以下「スキーム・オブ・アレンジメント」といいます。)、Company Voluntary Arrangement (以下「CVA」といいます。) 及び Judicial Management (以下「JM」といいます。) という 3 つの再建手続について規定しています。

2. 企業再建を行うことのメリットは何ですか？

企業再建の目的は、会社が再建後にゴーイング・コンサーンとして事業を継続できるよう、会社の財務状況を改善することにあります。再建手続中は、債務の支払が一定期間猶予されることが通常です。

3. スキーム・オブ・アレンジメントとはどのような手続ですか？

スキーム・オブ・アレンジメントは、債務の履行が困難となった場合に利用することができます。スキーム・オブ・アレンジメントでは、会社の経営は引き続き取締役会が行います。取締役会は、再建計画を提案し、債権者の同意を得るため債権者集会を招集します。債権額の 75%に相当する債権者が再建計画に同意した場合、再建計画は全債権者を拘束します。

会社は、裁判所に債権者集会の招集を申し立てる際、債務の履行強制の禁止命令 (restraining order) を同時に申し立てることが一般的です。禁止命令が出された場合、債務の支払は 3 か月間猶予され、この期間は最大 9 か月まで延長されます。裁判所が禁止命令を出すには、申立人である会社は厳格な要件を満たす必要があります。

4. CVA とはどのような手続ですか？

CVA は、会社の経営が取締役により引き続き行われるという点ではスキーム・オブ・アレンジメントに類似します。スキーム・オブ・アレンジメントとの大きな違いは、裁判所の積極的な関与を伴わない手続であるという点です。

CVA では、会社は再建計画が達成可能か、さらに再建計画は債権者による承認を得られる可能性が高いかについて意見を取得するため倒産手続の実務家（会社法では nominee と規定されています。）を選任します。実務家が再建計画を債権者集会に提出すべきと判断した場合、同人はその旨の意見書を作成の上、他の必要書類と共に裁判所に提出します。書類は裁判所に提出されるものの、裁判所は書類の「保管場所」として機能するだけであり、審理判断を行うわけではありません。

裁判所に必要書類が提出された場合、自動的に、債務は28日間支払を猶予されます。この間に債権者集会が招集され、75%の債権者が会社の提案した再建計画を承認した場合には、再建計画は全ての債権者（担保権を有しない債権者）を拘束することになります。

なお、CVAは公開会社（public company）の場合と会社に担保権を有する債権者がいる場合には利用できません。

5. JMとはどのような手続ですか？

JM は、裁判所の関与を必要とし、かつ、倒産手続の実務家が会社の経営を行う点に特徴があります。倒産手続の実務家は会社の事業活動を運営するとともに、債権者（担保権を有する債権者と担保権を有しない債権者の両方）に提案するための再建計画を作成する義務などを負っています。

JM の申立てが裁判所に行われた場合、直ちに債務の支払は猶予され、債務者に対するあらゆる法的手続は停止されます。裁判所が管財人の選任を決定した場合、その選任の時から 6 か月間、支払は猶予されます。この期間は更に 6 か月間延長できます。この間、訴訟手続は停止しますので、債務者は事業活動を立て直し、債務を返済する「束の間の休息」を与えられることになります。また、支払猶予の期間中に債権者が債務者に対して法的手続を採るには、裁判所の同意を得る必要があります。

再建計画が75%の債権者により承認された場合、再建計画は全ての債権者を拘束すること

になります。一般的には、再建計画が承認された後は会社の経営権は取締役会に戻され、会社は再建計画に従って活動することになります。

6. 実務上、費用・時間の観点から最も利用される再建手続はいずれの手続ですか？

CVA は、裁判所の積極的な関与を伴わない手続であり、他の手続に比べ安価で迅速に完了することが一般的です。ただし、CVA は公開会社（public company）と担保権を有する債権者がいる会社は利用することができません。

スキーム・オブ・アレンジメントは裁判所の関与を伴う手続ですが、会社の経営は引き続き取締役会が行います。

これに対し、JM では会社の経営権は管財人に帰属することになります。このため、経営陣に対する信頼が問題とならない事案や取締役会が会社を経営することが望ましい事案では、CVA 又はスキーム・オブ・アレンジメントを選択することが望ましいと言えます。

7. 実務上、会社の再建手続の選択と実行の際にどのような点に留意すべきですか？

会社の支払能力に問題が生じ得るとの兆候が出始めた早期の段階で再建の検討を開始すべきです。再建手続の実務や細かいルールは倒産法の専門家しか分からぬる点がありますので、専門家の助言を早期に求めるべきです。また、ローンの貸付人、取引の相手方、従業員、株主等の利害関係者の要求を見極め、利害関係者の要求をどのように処理するか検討する必要があります。利害関係者のサポートは必要不可欠ですので、利害関係者のサポートを得て会社の財務状況を改善する計画を練る必要があります。

8. 当社は事業活動を止めることを検討しています。マレーシア法上、どのような方法がありますか？

この場合の選択肢は会社の清算です。会社の清算には、会社に支払能力がある場合の清算と支払能力がない場合の清算があり、前者は株主による任意清算の形態をとり、後者は債権者による任意清算又は裁判所の関与による強制清算の形態をとります。

9. 株主による任意清算とはどのような手続ですか？

株主による任意清算は、会社の事業を取り巻く状況に変更が生じ、会社が事業を継続していくことが困難なことを理由に行われることが一般的です。

かかる清算手続は、取締役会が12か月間に支払期限が到来する債務を支払う能力が会社にある旨を記載した支払能力宣誓書（declaration of solvency）を承認することにより、開始されます。支払能力宣誓書が当局に提出された後、取締役会は株主総会を招集し、総会において会社の解散と清算人の選任が決議されます。

清算人は、清算手続を完了するまでの間、事業活動の運営、資産の売却、債務の弁済及び税務当局からのクリアランスの取得を行います。清算人は会社の全ての債務が完済されるよう努める必要があります。債務の弁済後に余った財産は、配当の形式で株主に分配されます。

上記の手続が完了した後、清算人は最終の株主総会を招集し、同総会において清算手続に関する報告を行います。また、清算人は、同総会において、会社の解散の決議を行うよう提案します。

10. 債権者による任意清算とはどのような手続ですか？

債権者による任意清算は、会社が支払期限が到来した債務を支払うことができなくなったことを典型的な理由として行われます。

かかる清算手続は、債務が理由により事業の継続が困難である旨を記載した支払能力宣誓書（declaration of solvency）を取締役会が作成し、これが会社登記所に登録されることにより開始されます。同時に、取締役会は会社の経営を担う暫定的な清算人を選任します。暫定的な清算人が選定された時点で取締役会はその機能を喪失します。暫定的な清算人は、1か月以内に、会社の清算と清算人の選任のため、株主総会と債権者集会を開催します。

清算人は、会社の事業活動の運営、資産の売却及び全て債務の弁済を行います。また、清算人は、債権者に弁済を行う前に、債権者に対し債権額の証明を求めます。債権額を証明することができない債権者は弁済を受けることはできません。

上記の手続が完了した後、清算人は最終の債権者集会を招集し、同債権者集会において清算手続に関する報告を行います。また、清算人は、同債権者集会において、会社の解散の決議を行うよう提案します。

11. 裁判所の関与による強制清算とはどのような手続ですか？

裁判所の関与による強制清算は、典型的には、債務の不履行を理由に債権者が会社に対して解散の申立てを行う場合に行われます。また、株主間の紛争が生じた場合に強制清算の申立てが行われるケースもあります。

強制清算は裁判所が清算人を選任した日に開始します。また、会社法は強制清算の申立の日から強制清算の手続が開始するとみなされる一定のケースについても規定しています。

強制清算の手続は他の清算手続に類似しています。清算人は、会社の事業活動の運営、資産の売却及び全て債務の弁済を行います。また、清算人は債権者に弁済を行う前に債権者に対して債権額の証明を求め、債権額を証明することができない債権者は弁済を受けることはできません。

上記の手続が完了した後、清算人は最終の債権者集会を招集し、その後、裁判所に清算手続に関する報告を行い、会社の解散命令を出すよう求めます。

12. 実務上、会社の清算を行うに際し留意すべき点はどのような点ですか？

株主による任意清算を行う場合は事前準備が重要となります。株主による任意清算の目的は会社の事業活動を滞りなく停止させることにありますが、これには顧客や取引先との既存の契約条件の精査が通常必要となります。また、契約上の義務の不履行による責任が生じないよう慎重に行う必要があります。場合によっては、契約を早期に終了させるための交渉が必要となるケースもあります。貸借対照表上の資産を精査し、資産の処分が滞りなく行うよう計画する必要があります。

他方、債権者による任意清算又は裁判所の関与による強制清算の場合は、早期に行動することが重要です。支払能力が無い状態で取引を継続すると取締役は個人的に責任を負う可能性がありますので、専門家のアドバイスを早期に受けることが重要となります。

2020年5月21日
Chooi & Company + Cheang & Ariff、TMI 総合法律事務所作成

以上